



外来リハ通信2018.9



第11回介助技術講習会を9月22日(土)に開催しました。
今回のテーマは、『知っておこう福祉用具の使い方・選び方』でした。



講師は、住まいと介護研究所所長の谷口昌宏先生でした。先生は理学療法士として大阪市社会福祉協議会に長年勤務され、地域在宅事業を担当されていました。専門は福祉用具や住宅改修で、大学や専門学校での講義や全国各地での講演など、理学療法士の視点から、福祉用具や住宅改修の知識の普及に尽力されています。

講習会の内容を以下にご紹介します。

身体状況に合わせて住まいや住み方を工夫するためには、福祉用具を活用することが必要不可欠となります。日常生活上の便宜を図るための用具である福祉用具は、自立の支援、日常生活の活性化、安全・安心な暮らしを目的に使用されます。

住まいに合わせて暮らしてきた
・高い浴槽に足を上げてきた(上がっていた)
・上がり框に足を上げてきた(上がっていた)
↓
「暮らしに合わせて
住まいや住み方を工夫する」
・浴槽を低くする。手すりを付ける
・上がり框＝踏み台を設置、手すりを付ける
☆福祉用具の活用

福祉用具とは
福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律(福祉用具法)平成五年
心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人又は心身障害者の日常生活上の便宜を図るための用具及びこれらの者の機能訓練のための用具並びに補装具をいう。

福祉用具を使う目的
・自立の支援
To be independent
・日常生活の活性化
To be active in daily life
・安全・安心な暮らし
To live safe and securely

【福祉用具例】

<p>1 車いす 自家用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。</p>	<p>5 床ずれ防止用具 次のいずれかに該当するものに限る。 ① 滅菌装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット ② 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット</p>	<p>10 歩行補助つえ 松葉づえ、カナディアンクラッチ、ロフトランド、クラッチ、フットホームクラッチ及び多爪杖に限る。</p>
<p>2 車いす付属品 クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。</p>	<p>6 体位変換器 空気バッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限る、体位の保持のみを目的とするものを除く。</p>	<p>11 認知性老人徘徊感知機器 介護保険法第5条第2に規定する認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの。</p>
<p>3 特殊寝台 サイドレールが取り付けられるもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの ① 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能 ② 床板の高さが無段階に調整できる機能</p>	<p>7 手すり 取付に際し工事を伴わないものに限る。</p>	<p>12 移動用リフト (つり具の部分を除く。) 床非行式、固定式又は搬運式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの(取付後に住宅の改修を伴うものを除く。)</p>
<p>4 特殊寝台付属品 マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。</p>	<p>8 スロープ 段差解消のためのものであって、取付に際し工事を伴わないものに限る。</p>	<p>13 自動排泄処理装置 原又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分離することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者又はその介護を行う者が容易に使用できるもの(交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等)のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるものをいう。)を除く。</p>
	<p>9 歩行者 歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。 ① 車輪を有するものにおいて、体の前及び左右を曲む把手等を有するもの ② 両脚を有するものにおいて、上肢で保持して移動させることが可能なもの</p>	

介護保険で貸与(レンタル)、販売(購入)の対象となる車いす、特殊寝台、歩行器、歩行補助杖、シャワーチェア等、実際の機器を使いながら具体的に説明していただきました。
今回の講習会では、水俣市のケアパークさんと豊田実業さんに福祉用具をご準備いただきました。
ご協力ありがとうございました。

「知っているようで知らない」が盛りだくさん！



- ロフストランド杖のカフに隙間があるのは、転倒した際に前腕が抜けて骨折しないようにするため。(左図)
- シルバーカーが自費なのは、重心が支持基底面に収まらず、体重を預けることができないから。(中央図)
- 自走型車椅子は自分で漕ぐことができ、主に屋外使用。介助型は介助してもらうもので、主に室内使用。(右図)

福祉用具の使い方や介助方法の実技も行いました！

ベルトを用いた介助方法(下左写真)やスライディングシートの使い方と応用(中央)、バスステップの機能(右)など、実際の使用方法も紹介していただきました。先生は「**個人に合わせた個別ケア**」の必要性を強調されました。



谷口先生の関西弁、そして会場の一人一人に目を向けながら話をされる姿に、参加された多くの方が集中して先生の話に聞き入っていました。資料もたくさん準備され、ここでは紹介しきれないほどの充実した内容で、アンケートでは谷口先生の話をもう一度聞きたいという声が多く、満足度の高い講習会となりました。

ご参加頂いた皆様の声はアンケート結果をご覧ください！